

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成30年1月12日（平成30年（行個）諮問第2号）

答申日：平成30年4月26日（平成30年度（行個）答申第13号）

事件名：国が本人に対する犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく求償権を取得した日等が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年月日に特定場所で発生した請求者を加害者，被告人，損害賠償義務者とする特定事件（特定裁判所 特定事件番号）において，同特定事件の被害者（以下「本件被害者」という。）が被った損害について，犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という。）に基づいて，国が犯罪被害者に対して犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）を支払ったことにより，国が請求者に対する同法律に定める求償権を取得した日及びその国が請求者に対して持つ求償債権額が記載された文書（の写し）の全て」に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し，平成29年7月12日付け平29警察庁甲個情発第6-2号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

原処分について，不服である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求に係る保有個人情報開示請求について

本件審査請求の対象である原処分に係る本件開示請求において，審査請求人は，本件対象保有個人情報の開示を求めている。

#### 2 原処分について

本件開示請求に係る保有個人情報は，仮に存在するとすれば，開示請求者以外の特定の個人が給付金の支給を受けた際に生じた国の求償権に関する情報であると認められるところ，開示請求者以外の特定の個人が給付金

の支給を受けたか否かという情報は、法14条2号に掲げる不開示情報に該当し、当該保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなることから、法17条の規定に基づき、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、原処分を行った。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分は不服である旨主張する。

### 4 原処分の妥当性について

開示請求者以外の特定の個人が給付金の支給を受けたか否かという情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである上、法14条2号イからハまでのいずれにも該当しないことから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

また、本件開示請求は、開示請求者以外の特定の個人が給付金の支給を受けた場合に生じる国の求償権に関する情報の開示を求めるものであるため、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の特定の個人が給付金の支給を受けたか否かという情報を開示することとなると認められる。

以上のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報は、当該保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条2号に掲げる不開示情報を開示することとなることから、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否し、不開示決定を行った原処分の判断は妥当である。

### 5 結語

以上のとおり、原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年1月12日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月22日    | 審議            |
| ④ 同年4月17日    | 審議            |
| ⑤ 同月24日      | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は、上記第1に掲げる文書に記載された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象保有個人情報を開示するよう求めており、諮問庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、

法14条2号の不開示情報を開示することになるとして、法17条に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにせず、不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

## 2 犯給法について

犯給法によれば、国は、犯罪行為による犯罪被害を受けた犯罪被害者又はその遺族に対し、給付金を支給することとされ（犯給法3条）、給付金を支給したときは、その額の限度において、当該給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得することとされている（犯給法8条2項）。

## 3 本件対象保有個人情報の存否応答拒否について

(1) 本件開示請求は、審査請求人以外の特定個人である本件被害者に対して、上記2のとおり、国が犯給法に基づいて給付金を支給することにより取得する損害賠償請求権に係る情報が記載された文書に記録された、審査請求人を本人とする保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

(2) 本件対象保有個人情報の存否を答えることは、審査請求人以外の特定個人である本件被害者に対して、国が犯給法に基づく給付金を支給した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

本件存否情報は、審査請求人以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法14条2号本文前段の不開示情報に該当する。

(3) 本件開示請求において、審査請求人は、同人と同人以外の特定個人が、特定事件における加害者と犯罪被害者の関係にあると主張し、また、本件被害者は審査請求人に対して特定事件に係る損害賠償請求訴訟を提起しているとして、本件被害者が特定事件について国から支給される給付金の額を当該損害賠償請求額から控除しないことにより、本来請求権が国に移動するはずの給付金の額を本件被害者から二重に請求されるおそれがあると主張している。これらの主張は、本件存否情報が法14条2号ただし書イ又は口に該当するとの趣旨であると解することができる。

ア この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、犯給法及び関係法令においては、加害者が行った犯罪行為の犯罪被害者に給付金を支給した事実を当該加害者に対し通知する旨の規定はなく、また、国が加害者に対して当該請求権を行使する以前の時点において、犯罪被害者への給付金の支給について加害者から問い合わせ等があっても、警察庁は回答していない旨の説明があった。

イ さらに、本件被害者が、審査請求人の主張するとおり、特定事件に

係る損害賠償請求訴訟を審査請求人に対して提起しているとすれば、審査請求人が、当該訴訟手続において、給付金の額を二重に請求されるおそれがある旨を主張し、給付金支給の有無につき確認を求めることが可能であることに照らせば、審査請求人が主張するような損害が実際に発生する可能性は高いとはいえない。

ウ 上記ア及びイを踏まえれば、法令上、加害者が本件存否情報を知ることができる又は知ることが予定されていると解すべき明文の規定は存せず、また、加害者への情報提供等の慣行が存在すると認めるに足りる事情が存するとまではいえない。さらに、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることにより保護される審査請求人の財産等の利益が、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないことにより保護される審査請求人以外の特定個人である本件被害者の利益に優越すると認めるに足りる事情が存するともいえないことから、本件存否情報が法14条2号ただし書イ及びロに該当するとまではいえない。

- (4) さらに、本件存否情報が法14条2号ただし書ハに該当すると認めるべき事情も存しない。
- (5) したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、それだけで法14条2号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久